

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み及び適格請求書発行事業者の登録申請について

2 説明会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和4年3月22日（火） ～令和4年3月24日（木） 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1 ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531（代表）
令和4年4月7日（木） 14時30分～15時30分	鶴見税務署会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32	6名	鶴見税務署 法人課税第1部門 ☎045-521-7141（代表） （内線313）
令和4年4月22日（金） 13時30分～14時00分	公益社団法人 鶴見法人会会議室 横浜市鶴見区鶴見中央 4-36-1 ナイス第2ビル5階	10名	公益社団法人 鶴見法人会 ☎045-521-2531（代表）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

